

○阿見町男女共同参画社会基本条例施行規則

平成22年3月19日規則第9号

阿見町男女共同参画社会基本条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、阿見町男女共同参画社会基本条例（平成22年阿見町条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情等の申出)

第2条 条例第11条第1項に規定する苦情その他の意見の申出（以下「申出」という。）は、苦情等申出書（様式第1号）を町長に提出することによって行うものとする。ただし、苦情等申出書の提出ができない特別の理由があると町長が認めるときは、口頭によって行うことができる。

(調査をしない申出)

第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査の対象としない。

- (1) 判決等により確定した事項及び裁判等において係争中の事案に関する事項
- (2) 不服申立てに対し、行政庁において審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第17条の規定による紛争の解決の援助の対象となる事案に関する事項
- (4) 議会に対し、請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 他のものからの申出により既に調査をした事案に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、調査することが適当でないと町長が認める事項

(申出の処理)

第4条 町長は、申出を受けたときは、条例第13条第1項に規定する阿見町男女共同参画社会推進会議（以下「推進会議」という。）の意見を聴くことにより、その処理の方針を定めるものとする。

(申出処理の通知)

第5条 町長は、申出の処理を行ったときはその結果を、申出について調査しない場合は調査しない旨を、苦情等処理通知書（様式第2号）により、当該申出をした者に通知するものとする。

(推進会議の委員)

第6条 条例第14条に規定する推進会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 一般公募による町民
- (2) 男女共同参画の推進に関し識見を有する者
- (3) 男女共同参画の推進に関する各種団体の代表
- (4) その他町長が特に必要と認める者

(身分)

第7条 委員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とする。

(会長及び副会長)

第8条 推進会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は当該会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を推進会議の会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(推進会議の庶務)

第10条 推進会議の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

(推進会議の運営)

第11条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)
 様式第1号(第2条関係)

		整理番号	
苦情等申出書			
阿見町長 殿		年 月 日	
		(申出人)住 所 氏 名 電話番号	
阿見町男女共同参画社会基本条例第11条第1項の規定により、次のとおり苦情その他の意見の申出をします。			
苦情その他の意見の申出の趣旨 (解決してもらいたいこと。)			
苦情その他の意見の申出の概要 (具体的な内容と経緯)			
他の機関への相談等の状況		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない (相談している場合には、具体的に記入してください。)	
町から連絡をする際に、特に配慮を要する場合の連絡先 (電話番号, 時間帯等)			

備考

- 1 申出人の住所及び氏名は、法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 それぞれの欄内に書ききれないときは、裏面を使用してください。

様式第2号(第5条関係)
様式第2号(第5条関係)

苦情等処理通知書

第 号
年 月 日

様

阿見町長



年 月 日付けの苦情その他の意見の申出については、次のとおり調査(しないこと)しましたので、阿見町男女共同参画社会基本条例施行規則第5条の規定により通知します。

1 調査結果

調査経過	
調査結果	

2 調査しない理由

--